

徳島県告示第五百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和三年八月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称		所 在 地	開 設 者	変 更 年 月 日
旧	新			
八多病院	虹の橋 葵水 スピタル	六 徳島市八多町小倉七	医療法人かわせみ	令和三年七月 一日